

定例教育委員会

議案

議案第38号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

平成29年2月16日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

議案第39号

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の
一部改正について

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改
正について、次のとおり承認を求める。

平成29年2月16日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の
一部を改正する要綱

平成29年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）中

坂井市サッカー協会、坂井市バスケットボール協会	次に掲げる大会の事業に要する経費とする。 (1) 坂井市古城カップサッcker大会 (2) 坂井市ユリカップバスケットボール大会	次に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 坂井市古城カップサッcker大会 補助対象経費の1/2の額に100,000円を加えた額の範囲内とし、700,000円を限度とする。 (2) 坂井市ユリカップバスケットボール大会 補助対象経費の1/2以内とし、200,000円を限度とする。
-------------------------	--	--

」を

坂井市サッcker協会	坂井市古城カップサッcker大会の実施に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、600,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
-------------	---------------------------	--

」に

改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第9号）新旧対照表

改正案（新）			現行（旧）		
○坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱			○坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
8	坂井市	競技力の向上を目的にスポーツ振興事業費を支援することにより、本市におけるスポーツの振興と参加者等の交流の促進を図ることを目的とする。	坂井市 サッカー協会	坂井市古城 カップサッカー大会の実施に要する経費	補助対象経費の1／2以内として、600,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
8	坂井市	競技力の向上を目的にスポーツ振興事業費を支援することにより、本市におけるスポーツの振興と参加者等の交流の促進を図ることを目的とする。	坂井市 サッカー協会、坂井市バスケットボール協会	次に掲げる大会の事業費とする。 (1) 坂井市古城 市ユリ カップバレー スケットボール大会 (2) 坂井市古城 カップバレー サッカー大会 ボール大会	次に掲げる大会の事業費とする。 とおりとする。 （1）坂井円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 （1）坂井市古城 カップバレー サッカー大会 ボール大会 助対象経費の1／2の額に100,

000円
をえた
額の範囲
内とし、
700,
000円
を限度と
する。

(2) 坂
井市ユリ
カップバ
スケット
ボール大
会 補助
対象経費
の1/2
以内と
し、20
0,00
0円を限
度とす
る。

議案第40号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成29年2月16日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫